

最高裁秘書第3571号

令和元年7月9日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年4月22日付け（同月23日受付、最高裁秘書第2244号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成29年7月25日付け広報課長、総務局第一課長、民事局第一課長、刑事局第一課長、行政局第一課長、家庭局第一課長事務連絡「報道機関等への判決要旨等の交付について」（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

(担当) 秘書課 (文書室) 電話03(3264)5652 (直通)

(庶ろ-06)

平成29年7月25日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局広報課長 徳岡 治

最高裁判所事務総局総務局第一課長 清藤 健一

最高裁判所事務総局民事局第一課長 成田 晋司

最高裁判所事務総局刑事局第一課長 福島 直之

最高裁判所事務総局行政局第一課長 小田 真治

最高裁判所事務総局家庭局第一課長 澤村 智子

報道機関等への判決要旨等の交付について（事務連絡）

判決や決定などの要旨等（以下「判決要旨等」という。）については、これまで各府において司法行政上の便宜供与として報道機関等へ交付されているものと承知していますが、判決要旨等を交付する目的が、裁判結果等の内容を報道機関へ周知し、正確に報道してもらうためのものであることからすると、司法記者クラブ（所属の報道機関）からの依頼に基づいて作成された判決要旨等については、当該司法記者クラブ（所属の報道機関）のみならず広く上記の目的にかなう報道機関にも交付して差し支えないものと考えているところです。

ついては、判決要旨等の交付先として相当と考えられる報道機関の例を別紙のとおり取りまとめましたので、各府の今後の事務の参考にしてください。

なお、司法記者クラブ外の記者から判決要旨等の作成依頼があった場合については、従前どおり、各府の実情に応じて対応してください。

(別紙)

判決要旨等の交付先について

各庁に対応する司法記者クラブ加盟社及び以下の報道機関又は記者

- (1) 日本新聞協会会員
- (2) 日本専門新聞協会会員
- (3) 日本地方新聞協会会員
- (4) 日本民間放送連盟会員
- (5) 日本雑誌協会会員
- (6) 日本インターネット報道協会会員（法人会員のみ）
- (7) 外務省が発行する外国記者登録証の保持者
- (8) 上記(1)から(6)までの発行する媒体に署名記事等を提供した実績を有する者
(交付申請の際に、該当記事を疎明資料として提出させることが相当。)